

第

4634
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 12月 18日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 請負契約書の印紙税

Q：請負契約書には印紙が必要とか。どのような契約が請負契約になるのですか？

A：次のようなものが請負契約になります。

【解説】

請負契約書には印紙を貼らなければなりません。請負とは、次のようなものをいうこととされています。

当事者の一方（請負人）がある仕事の完成を約し、相手方（注文者）がこれに報酬を支払うことを約することによって成立する契約をいい、講演や警備、機械保守、清掃などのような無形的な結果を目的とするものも含まれます。このほか、公認会計士の監査契約や民間放送会社と広告主又は広告代理業者との間の広告などの契約も請負契約に該当します。

具体的には、次のものは請負契約になります。

- ① 注文者の指示に基づき一定の仕様又は規格などに従い、製作者の労務により工作物を建設することを内容とするもの
- ② 注文者が材料の全部又は主要部分を提供し、製作者がこれによって一定物品を製作することを内容とするもの
- ③ 製作者の材料を用いて注文者の設計又は指示した規格などに従い、一定物品を製作することを内容とするもの
- ④ 一定の物品を一定の場所に取り付けることにより所有権を移転することを内容とするもの
- ⑤ 修理又は加工することを内容とするもの

